

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和5年5月25日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0525第2号」により、測定項目の検査実施料が変更されましたので、下記の通りご案内いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

記

■ 適用日 令和5年 5月 25日から適用

■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
FLT3遺伝子検査	4200点

保険収載内容 一部変更

下線部分に変更・削除されました。

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
FLT3遺伝子検査	4200点	遺伝子関連・染色体検査判断料 (※2 100点)	「D006-14」 FLT3遺伝子検査
留意事項			
～ (略) ～			
(1) FLT3遺伝子検査は、 <u>再発又は難治性の急性骨髄性白血病</u> （急性前骨髄性白血病を除く。）の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複（ITD）変異及びチロシンキナーゼ（TKD）変異の評価を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。			
～ (略) ～			

※該当項目：項目コード 2875 8 FLT3変異解析ITD/TKD

